

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成28年1月8日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン登米中田
登米市中田町石森字駒牽389-1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ヨークベニマル 代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市朝日二丁目18番2号
- 3 市町村の意見の概要
 - （1）混雑が予想されるときは周辺交差点に交通誘導員を配置するなど、渋滞対策と歩行者の交通安全対策を徹底すること。
 - （2）大規模小売店舗が立地されると、申請地周辺の住民の住環境は一変すると考えられる。よって、騒音や光害等、廃棄物対策等の公害防止措置について、近隣住民に説明し、理解を得た上で本事業を適切に行うこと。また、近隣住民から意見が寄せられた場合は、速やかに対応すること。
 - （3）車上荒らし、万引き、その他犯罪防止の徹底を図るため、防犯パトロール等の強化に努めること。
 - （4）従業員採用の際は、地元雇用の促進に配慮すること。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター、登米地方県政情報コーナー及び登米市役所
- 6 縦覧期間
平成28年1月8日から平成28年2月8日まで（ただし、閉庁日を除く。）